

栗東市土地開発公社経営検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 栗東市土地開発公社(以下「公社」という。)の抜本的な経営健全化策の検討を行うため、栗東市土地開発公社経営検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 公社の経営状況の分析に関すること。
- (2) 公社の債務及び保有土地の処理に関すること。
- (3) 公社の今後の経営のあり方に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、公社の経営健全化に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び経営又は土地に関し、専門的な知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれらを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、第2条に規定する事項の検討を終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課公社健全化対策室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成23年12月22日から施行する。